

■23年度竹ノ谷及び土居の各一部地区地籍調査事業地籍測量委託業務請負契約の締結

契約の方法

指名競争入札

契約金額

5512万5千円

契約の相手方

南海測量設計(株)

住所 松山市中村3丁目

1番7号

主な内容

竹ノ谷地区及び土居地区の山林部分3.17km²の1、799筆及び家古屋の0.28km²、595筆の地籍測量を実施するもの。

入札は、23年7月5日に8業者で。

工期は議決の翌日から24年3月15日を予定。

(全員 可決)



地籍調査の始まる(土居地区)

ここが聞きたい Q & A

— 第5回(8月)臨時会 —

第5回臨時議会を8月22日に開催し、1議案を原案どおり可決した。

◆23年度23災第18号町道寺村大板線道路災害復旧工事請負契約の締結

契約の方法

指名競争入札

契約金額

5334万円

契約の相手方

(株)不二土木

主な内容

被災延長の41.4mを復旧するもの。

入札は、23年8月12日に8業者で、工期は議決の翌日から、24年2月29日を予定。

(全員 可決)

ここが聞きたい

Q & A

— 第6回 (9月) 定例会 —



◆専決処分の報告
◇物損事故の和解

7月15日に町道引地橋谷橋線を通行中の自動車に側溝蓋が跳ね上がり損害を与えた交通事故。

- (1) 町は、金10万1583円を相手方に支払う。
- (2) 今後、一切の債権債務関係がないことを確認する。

(報告)

◇物損事故の和解

7月27日に町道引地橋谷橋線を通行中の自動車に側溝蓋が跳ね上がり損害を与えた交通事故。

- (1) 町は、金8,641円を相手方に支払う。
- (2) 今後、一切の債権債務関係がないことを確認する。

(報告)

■22年度決算の認定

□一般会計 (全員 認定)

■特別会計

□国民健康保険

歳入10億2114万円、歳出10億1998万円、歳差引116万円。
(全員 認定)

□国民健康保険直診大崎診療所勘定
歳入2億512万円、歳出2億431万円、歳差引81万円。
(全員 認定)

(全員 認定)

□老人保健

歳入1222万円、歳出1222万円、歳差引0円。
23年3月末を持って廃止。

(全員 認定)

□介護保険

歳入11億1291万円、歳出10億9804万円、歳差引1487万円。
(全員 認定)

(全員 認定)

■簡易水道事業

歳入7545万円、歳出7387万円、歳差引158万円。
(全員 認定)

(全員 認定)

■農業集落排水事業

歳入6385万円、歳出6278万円、歳差引107万円。
(全員 認定)

(全員 認定)

■後期高齢者医療

歳入1億1731万円

円、歳出1億1675万円、歳差引56万円。
(全員 認定)

(全員 認定)



田村多目的広場

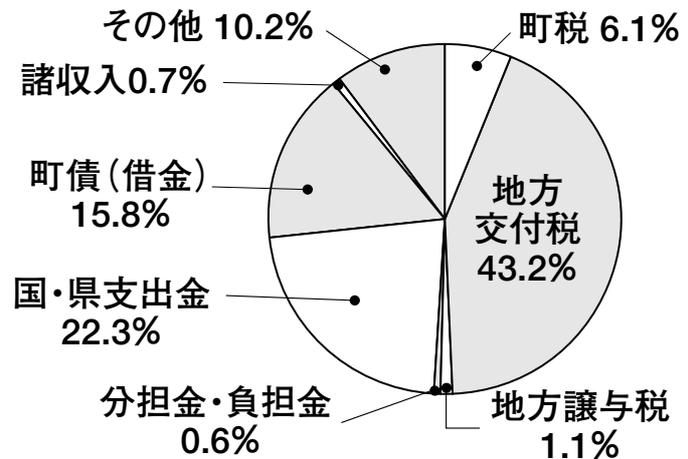
平成22年度一般会計歳入歳出決算

(決算書より抜粋) (万円未満は四捨五入) (単位: 円)

区 分	金 額
1、歳入金額	91億5919万
2、歳出金額	88億5590万
3、歳入歳出差引額	3億0329万
4、翌年度へ繰り越しすべく財源	1億2638万
5、実質収支額	1億7691万

おもな歳入

区 分	金 額	構成比
町 税	5億5837万	6.1
地方交付税	39億5353万	43.2
地方譲与税	1億0009万	1.1
分担金・負担金	5080万	0.6
国・県支出金	20億4460万	22.3
町 債 (借 金)	14億4316万	15.8
諸 収 入	6843万	0.7
そ の 他	9億4021万	10.2



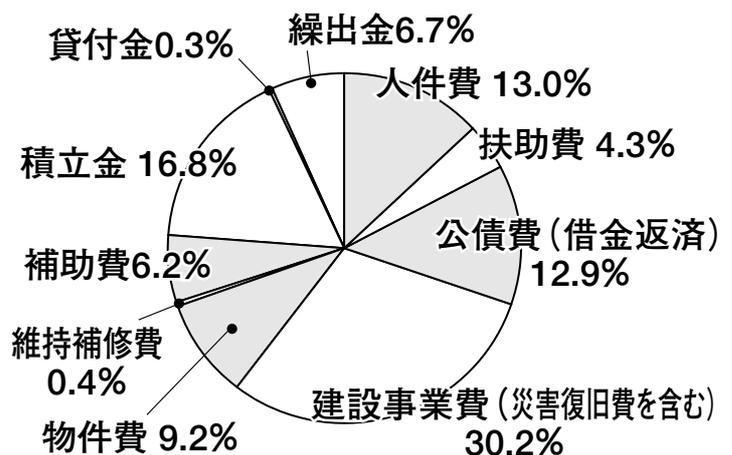
おもな歳出

区 分	金 額	区 分	金 額
議 会 費	5301万	土 木 費	8億2444万
総 務 費	17億7611万	消 防 費	2億5149万
民 生 費	12億6873万	教 育 費	5億0326万
衛 生 費	3億7536万	災 害 復 旧 費	1億0717万
労 働 費	5629万	公 債 費 (借 金 返 済)	11億4324万
農 林 水 産 業 費	9億6237万	諸 費	14億8719万
商 工 費	4724万		

性質別

区 分	金 額	構成比
人 件 費	11億5055万	13.0
扶 助 費	3億8039万	4.3
公債費(借金返済)	11億4324万	12.9
建設事業費(災害復旧費含む)	26億7266万	30.2
物 件 費	8億1235万	9.2
維持補修費	3183万	0.4
補 助 費	5億5159万	6.2
積 立 金	14億8808万	16.8
投資及び出資金	15万	0.0
貸 付 金	2280万	0.3
繰 出 金	5億9726万	6.7

性質別



■仁淀川町中小企業等協業化推進資金貸付金条例

町内の中小規模事業者などが協同して事業を行い経営の合理化や取引条件の改善を図ることを目的に実施する協業化の推進に必要な資金を貸し付ける事により、地域産業の活性化を図ることを目的に、必要な事項を定めるもの。
施行日は23年10月1日。

問 岡田議員

内容の説明を。

答 片岡副町長



仁淀川林産協同組合への貸付金を計画している。

問 岡田議員

7条の説明を。

答 副町長

減額または免除することができるといふ規定で、

特別な理由により、公益性、特に必要と認められた場合に、減免をすることなどで、むやみに減免するものではない。

問 山口議員

公益性の考え方は一般の人には分かりにくい、具体的な説明を。

答 副町長

組織を維持する事で利用者、組合員に利益がある時に、公益性が認められると解釈している。

問 岡田議員

解釈の仕方は、金が無くなったら町が出すという理解になるのか、説明を。

答 副町長

一言では説明できない、また事案などによって異なる。

討論

反対 岡田議員

第7条、貸付金の償還債務を減額または免除することができない。

1の、災害等の特殊な理由により貸付金の償還ができなくなったとき。

2の、その他、町長が公益上特に認めた時に減免をすることができる。

この内容は理解しがたいものがあるので、反対。

賛成 西森(常)議員

この林産組合は若者定住、本町の人口減に歯止めを掛ける事業で、特に7条は、不足の事態で、この条例に限らず、一般的にこういう状況はあるもので、賛成。

賛成者

- 西森 常晴
 - 西森 久雄
 - 農本 規仁
 - 野村 安夫
 - 藤原 陽三
 - 橋本 眞一
 - 坂本 伝一
 - 片岡 政徳
- (多数 可決)

■税条例の一部改正

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正。

(全員 可決)

■災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

法律の一部を改正する改正で支給対象となる遺族の範囲に他の遺族の何れもが居ない場合に、死亡した者の兄弟姉妹で死亡した者の死亡当時その者と同居、または生計を同じくしていた者を加えるもの。

施行日は公布の日から、改正後の本規定は23年3月11日以後に生じた災害に係る弔慰金支給より適用。

(全員 可決)



いつ使えるヘリポート (池川地区)